

第十四回 貴族院議事速記録第十三號

明治三十三年一月二十三日(火曜日)

午前十時三十分開議

議事日程 第十三號 明治三十三年一月二十三日

午前十時開議

- 第一 公爵九條道孝君、子爵三島彌太郎君請暇ノ件
 - 第二 精神病者監護法案(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)
 - 第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第四 海軍造兵材料資金會計法案(政府提出案) 第一讀會ノ續(特別委員報告)
 - 第五 官吏恩給法中改正法律案(政府提出案) 第一讀會
 - 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第七 官吏遺族扶助法中改正法律案(政府提出案) 第一讀會
 - 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第九 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案(政府提出案) 第一讀會
 - 第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第十一 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
 - 第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第十三 商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會
 - 第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
 - 第十五 未成年者喫煙禁止法案(衆議院提出) 第一讀會
 - 第十六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス
- 〔小原書記官朗讀〕
- 去二十日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奉請シ及可決ノ旨衆議院ニ通知セリ
- 明治三十三年度歳入歳出總豫算案並明治三十三年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

昨二十二日水野遵君ヨリ四十七名ノ賛成ヲ以テ在清日本事務居留地改良基金ヲ設クル建議案ヲ發議セラレタリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)

明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第一號)

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律案

府縣郡市町村其ノ他ノ公共團體ノ所有地免租ニ關スル法律案

第九部理事ノ補闕選舉ニ子爵曾我祐準君、同部選出決算委員ノ補闕選舉ニ

子爵山井兼文君就レモ當選セラレタリ

登録稅法中改正法律案特別委員會ニ於テ委員長ニ渡正元君、副委員長ニ岡

内重俊君當選セラレタリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、公爵九條道孝君疾病ニ附キ四十日間、子爵三島彌太郎君疾病ニ附キ三週間ノ請暇願出デゴザイ

マス、御異議ガ無クバ許可致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○子爵岡部長職君 昨日デアリマシタカ衆議院カラシテ當院ノ方ヘ同付ニナ

リマシタ豫算案デアリマスガ、是ハ成ルベク速ニ審査ニ付セラレタイト希望

致シマス、ドウカ議事日程ヲ變更セラレマシテ審査期限ヲ此場合ニ於テ定メ

ラレムコトヲ希望シマス

○南郷茂光君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今岡部子爵ヨリ昨夕同付ニナリマシタ明治三十

二年度追加豫算案ノ審査期限ヲ定メルト云フコトヲ議事日程ヲ變更シテ今日

議シタイト云フコトデアリマス、御異議ガナクハ……

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其審査期限ヲ定メルコトニ移リマス、明治

三十二年度歳入歳出總豫算追加案第三號、明治三十二年度各特別會計歳入歳

出豫算追加案特追第一號、此ニツデアリマス

○子爵岡部長職君 此案ハ成ルベク速ニ審査ヲ致スコトガ必要デアリマセウ

カト考ヘマスルカラ、來ル二十五日ヲ以テ報告ヲ致スト云フコトニ致シタイ

ト思ヒマス、又審査ノ模様ニ依リマシテ已ムヲ得ズ延期ヲ請フヤウナコトモ

リマセウガ、先ヅ二十五日ト唯今ニ於キマシテハ御決定ヲ願ヒマス

○男爵中川興長君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今ノ岡部子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ二十五日ニ報告スルコトニ定メマス、精神病者監護法案、政府提出、第一讀會、前會ノ續

○兒玉淳一郎君 此政府委員ハ居ラレマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 居リマス

○兒玉淳一郎君 チョット御質問ガアリマス、一昨日政府委員ニ於キマシテハ此扶養義務者ノ負擔ハ身代限マデモサセルト云フ御答デアリマシタガ、正ニ聽誤リデハナカッタカドウカ確カメマシテ、ソレカラ質問致シマスガ、如何デゴザイマス

〔政府委員小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○兒玉淳一郎君 第十條ノ扶養義務者ノ負擔ハ身代限マデモサセテ責任ヲ負ハセルヤウナ御答デアッタヤウニ思ヒマスガ、本員ノ聽誤リデアッタカナイカ、先ヅ確メマシテ其後ニ質問致シタウゴザイマスガ、ドウデゴザイマスカ、御答ハ……

○政府委員(小松原英太郎君) 御答致シマス、身代限ト云フコトハ少シ語弊ガアッタカ知レマセヌガ、詰リ是ハ民法上ノ問題ニナルダラウト思ヒマス、扶養義務者ノ程度ハ民法ニ據ッテ極メルコトニナラウト思ヒマス、結局裁判官ガ其程度ヲ……

〔兒玉淳一郎君「民法ノ規定ダケノ何ナ……」ト述フ〕

左様デゴザイマス、極メルコトニナルダラウト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 就キマシテハ御尋ナ致シマスルガ、此病氣ハ御承知ノ通り澤山アル病氣デモナシ、併ナガラ彼ノ傳染病ハ此病毒ガ人ニ傳染スルト云フ虞ガアル、併ナガラ此方ノ危險ハ他人ヲ害シ若クハ自己ヲ害スルト云フヤウナ危險ガアル、其危險ヲ防グ場合ニ於テハ他ノ傳染病ノ危險モ同ジコトノ危険ガアル、傳染病ハ扶養義務者マデニ負擔サセルト云フコトハナイガ、之ニ限ッテ是ダケノ扶養義務者ガ擔當セニヤナラウト云フノハドウ云フ御主意デアリマスカ、ソレナ伺ヒマス

○政府委員(小松原英太郎君) 傳染病法案ノ規定ハ……

〔兒玉淳一郎君「コチヲノ人ノ行爲デ自己ヲ害シ若クハ他人ヲ害スルノデ其危險ハ同ジク危險デアル、其危險ヲ防グニ當ッテ他ノ病氣モ同ジデアルノニ輕ク見テ政府ノ方ノ負擔トサレテアルガ、之ニ限ッテ扶養義務者ノ負擔ニナルノハドウ云フ譯デアアルカ」ト述フ〕

傳染病ノ豫防法ノ規定ハ此所ニ委シク定メ兼ネマスルガ、本案ハ斯ノ如キ規定ヲ相當ト認メ又必要ト認メテ規定ヲ致シタイノデアリマス

○兒玉淳一郎君 ソレハドウ云フ譯デアリマスカ

○政府委員(小松原英太郎君) 扶養義務者ガ義務ヲ負擔スルノハ當然ノコトデアラウト思フ

○兒玉淳一郎君 ソレハ本員ト論ガ合ヒマセヌカラ後々ニ譲リマシテ、モウ一ツ御尋ナシマス、十七條ニ監置ノ廢止ヲ命ゼラレ、之ニ背ク者ハ自ラ罰ヲ食フ譯デアリマスガ、ソレハママソレデ宜イニシタ所デ、若モ政府ノ命令デ監置ヲ爲シ之ヲ政府ノ御役人ガ病人デ有ル無イト云フ判斷ハセラレマイ、若シ醫者ガ判斷スル……醫者ガ誤診ナシテソレハ許シテヤルト云フコトニナッタ後、其人ガ病院ヲ出テ若シ他人ヲ害シタトキハ、其損害ハ病者ノ親類其他ノ者ガ責任ヲ負ヒマスカ、政府デ責任ヲ負ヒマスカ

○政府委員(小松原英太郎君) 御尋ノ主意ガ少シ分リマセヌガ十七條デスナ
○兒玉淳一郎君 十七條第二項ニ「監置ノ廢止ヲ命ゼラレ」トアル、是ハ病人ヲ監置シテ置イタ所ガ是ハ病人デナイカラ許シテヤルト斯ウ云フコトガアル、是ガ即チ監置ノ廢止ヲ命ゼラレタト云フコトニナラウト思フ、サウシタ所、政府ハ過ッテ病ガナイト思ッタ所ガ病ガアッタ、醫者ト雖モ誤診ガナイトモ測ラレナイ、ソコデ誤ッテ監外ニ出シタ、出シタトキニ人ヲ害シタ、其害シタトキニ政府ノ方デハ病人デナイト云フノデ許シテヤッタノデアアルカラ、ソコデ患者ガ人ヲ害シタ場合ニハ政府ガ責任ヲ持タレノデアアルカ、患者ノ身内ガ責任ヲ持ッタノデアアルカ、ソレナ承リタイ

○政府委員(小松原英太郎君) 醫者ノ診察ニ依ッテ監置ノ必要ガナイ、監置ノ必要ガ有ルカ無イカハ醫師ノ診斷ニ依ッテ決シマスノデ……

○兒玉淳一郎君 其決シタコトガ誤診デアッテ、出シタ場合ニ患者ガ人ヲ害シタ、其害シタトキニハ身内ノ者ガ責任ヲ負フカ、政府ガ責任ヲ負フカト云フコトヲ承リタイ

○政府委員(小松原英太郎君) 醫師ノ誤診ニ依ッテ間違ノ起ッタ場合ハ致方ガナカラウト思ヒマス

○兒玉淳一郎君 ドウ云フ譯デアリマスカ

○政府委員(小松原英太郎君) ト云フモノハ果シテ精神病デアルカドウカ、
醫者が監置ヲ要スルヤ否ヤト云フコトハ、是ハドウシテモ醫師ノ診察ニ依ラ
ナケレバ決シヤウガナイ、醫師ノ診斷ニ依ッテ監置ノ必要ハナイ即チ全治シタ
モノデアルト醫師ガ診察シテ普通ノ者ノ扱ニシテ居ル、ソレガ又發病シタ、
或ハ誤診デアッタ……

〔兒玉淳一郎君〕復タ發病シタノデハナイ誤診デアッタト述フ

ト云フ場合ニハ別ニ責任ノ問ヒヤウガナイ

○兒玉淳一郎君 是モ論ガ合ヒマセヌカラ他日ノ話ト致シテ、モウ一ツ承リ
タイノハ、此間御尋申シタ所ノ虚偽ト詐僞ト同ジヤウナコトデアリマシタ
ガ、實例ニ依ッテ見マスル所デハ多分違フト思ヒマス、ソレハソレトシテ置イ
テ、患者ノアル方デハ若モ患者ガ人ヲ害シテハナラヌト思ウテソレヲ外ニ出
サヌヤウニスルガ、如何セム素人デアルカラ分ラナイ、分ラナイ場合ニソレガ
虚偽ノ届出ニナルト、患者ノ方デハ困ッタコトデアアル、虚偽ノ届出ト云フモノ
ハ既ニ先年モ名高イ氣違事件ガアッタ、是ハドナタモ御承知デアリマセウガ、
既ニ裁判ニナッタコトガアリマス、ア、云フコトガ又續々出ヤウト思ヒマス、
其場合ニ虚偽ノ届出ト云フノハドウ云フ程度ヲ指シテ虚偽ノ届出ト爲スカ、
ソレヲ承リタイ

○政府委員(小松原英太郎君) チヨット聴取リ兼ネマシタガ

○兒玉淳一郎君 虚偽ノ届出ト云フノハ患者ノ方カラ氣違デアルト云フコト
ノ届出ヲシテ、ソレガ嘘デアッタト云フコトニナル、併ナガラ患者ノ方デハ若
モ人ヲ害シテハナラヌト云ウテ念ヲ入レテアブナイト思フカラ出サヌ、ソレ
ヲ以テ届出ヲシタ、是ハ虚偽ノ届出ヲ致シタト言ハレテハ困ッタコトデアアル、
若シ等閑ニシテハ困ルカラ其場合ハドウナリマスルカ、虚偽ノ届出ヲスルト
云フコトヲ承リタイ、十六條ノ第一項

○政府委員(小松原英太郎君) 此虚偽ノ届出ヲ爲スト云ヘバ精神病者デモナ
イ者ヲ何カ意趣ガアッテ之ヲ監置シヤウト云フヤウナ考デ、精神病者デナイ
者ヲ精神病者デアルト云ウテ届ケテ監置シタト云フ場合チ……

○兒玉淳一郎君 併ナガラ御辯解ガ分ラヌカラ後日ニ譲リマセウ

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御質問ガナケレバ委員ノ選定ニ移リマス、議
長委託ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 海軍造兵材料資金會計法案、政府提出、衆議院送
付、第一讀會ノ續、特別委員長報告

〔伯爵吉井幸藏君演壇ニ登ル〕

○伯爵吉井幸藏君 海軍造兵材料資金會計法案ノ特別委員會ノ經過及決議ヲ
御報告致シマス、此委員會ハ度々會議ヲ致シマシテ十分審査致シマシタ、此
法案ヲ提出サレマシタノハ海軍兵器ノ材料ハ特殊ノ物質ヲ要スルコトガ多ウ
ゴザイマシテ、是ハ豫メ準備貯藏シテ置カナケレバ造兵資料ニ應ズルコトガ
出來ナイト云フデアリマシテ、ソレガ爲ニ造兵材料資金ト云フモノヲ設置
シテ常ニ此需要ニ應ズルノ便ヲ設ケムトスルデアリマス、デ此資金ニ充テ
ルニハ現在、海軍ノ造兵廠及兵器部ニ貯蓄シテ居ル材料ヲ以テ之ニ充テテ、サ
ウシテ此特別ノ會計カラ生ズル年々ノ利益金ヲ財源トシテ之ヲ年々加ヘテ本
年ヨリ明治四十九年マデノ間ニ三百萬圓ニ達セシメムトスル法案デアリマ
ス、ソレデ委員會ニ於キマシテハ別ニ議論モゴザイマセズ衆議院ヨリ送付サ
レマシタ通り可決スベキモノト決議致シマシテゴザイマスカラ、尙ホ御審議
ノ上、通過ヲ圖ラレムコトヲ希望致シマス

○子爵長岡護美君 本員ハ學制調査會ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス、定足
數ニハ滿チテ居ルヤウデアリマスカラ退席ヲ致シマス

○子爵曾我祐準君 唯今委員長ノ御説明デハ四十九年マデト云フ御話デアリ
マスガ、此法案ノ中デ年限ハドノ條ニアリマスカ

○伯爵吉井幸藏君 年限ハ法案ニハ書イテゴザイマセヌ、政府委員ノ説明ニ
依リマシテ知リマシタノデアリマス

○子爵曾我祐準君 其四十九年ニナル勘定ト云フノハ、ドウ云フヤウニナリ
マスカ

○伯爵吉井幸藏君 四十九年ニナル勘定ハ、現在貯蓄シテゴザイマス材料ガ
大凡九十萬圓ゴザイマシテ、サウシテ年々大凡十二萬圓以上、此工業ノ殘材
ト工業ノ殘屑ト廢兵器ト云フヤウナモノガ即チ利益ニ加リマシテ、サウ云フ
モノガ集リマシテ年々十二萬圓バカリノ平均デ殖エテ利益ニナッテ參ルト云
フコトデアリマス、ソレガ四十九年ニナリマス、丁度三百萬圓ニナリマス
○子爵曾我祐準君 第二條ニ「毎年第六條ノ過剩金」トアリマスガ、此過剩金
ノコトデアリマスガ、九十何萬圓アッテ四十九年ニ現在ノト合ハシテ三百萬

圓ニナルト云フノハ……

○伯爵吉井幸藏君 ハイ

○子爵曾我祐準君 サウスルト政府ノ見込デアリマスカ

○伯爵吉井幸藏君 見込デアリマス

○子爵内藤政共君 チヨット質問致シマスガ、唯今曾我君カラノ御質問ノ御答辯ニ附イテ考ヘテ見マス、今九十萬圓アツテ年々十萬圓位デ明治四十九年マデニ三百萬圓ニナルト云フノハ勘定ガ合ハヌヤウデアリマスガ

○伯爵吉井幸藏君 大凡ノコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、委イコトハ玆ニ豫定ノ計算書ト云フモノガアリマス、三十三年度ノ初ニ先ヅ九十萬圓ノ材料ガ殘ッテ居リマス、ソレカラ工業ノ殘材工業ノ殘屑、廢兵器ト云フモノガ、マア大凡ノ平均デ年々十二萬六千圓バカリニナリマス、ソレデ四十九年ニナリマス丁度三百萬圓ニナル計算ニナッテ居リマス

○子爵小笠原壽長君 此案ハ諸君ニ於テモ御異議ハナカラウト思ヒマスカラ議會ノ順序ヲ省略スル動議ヲ提出致シマス

○山田卓介君 賛成

○三浦安君 賛成

○子爵入江爲守君 賛成

○田村耕平君 賛成

○澤簡德君 賛成

○關義臣君 賛成

○長谷川貞雄君 賛成

○子爵山井兼文君 賛成

○子爵一柳末德君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 議會省略ノ動議ハ成立チマシタ、之ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、議會ハ省略致シマス、…御異議ガナクバ本案可決ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 官吏恩給法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會、朗讀ハ省略シマス

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ載録ス以下之ニ同シ〕

官吏恩給法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十三年一月十八日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第九條第三號中「郡區書記」ヲ「郡區判任官」ニ改ム

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

法令ヲ以テ設立シタル議會ノ議員並市長町村長助役收入役名譽職參事會員及東京市京都市大阪市北海道ノ區長ト爲リタルノ故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ハス

第十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並高等官試補判任官見習ハ恩給ヲ受クルノ權ナキモノトス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員柴田家門君演壇ニ登ル〕

○政府委員(柴田家門君) 本案提出ノ理由ハ大體理由書ニ書載セテゴザイマスガ、要スルニ從來ノ恩給法ノ中ニ不備ナ點ガゴザイマス、ソレカラ昨年新ニ郡視學ヲ置カレマシタカラ之ニ對シテ更ニ規定ヲ設ケルノ必要ガゴザイマス、此兩點カラシテ本案ヲ提出致シマシタ、速ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御發議ガナケレバ委員ノ選定ニ移リマス……議長ニ於テ選ブコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 官吏遺族扶助法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

官吏遺族扶助法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

衆議院議長片岡健吉

官吏遺族扶助法中左ノ通改正ス

附則

〔政府委員柴田家門君演壇ニ登ル〕

○政府委員(柴田家門君) 官吏遺族扶助法中改正法律案竝ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案、此兩法ハ官吏恩給法中ニ郡視學ニ對スル改正ヲ提出致シマシタ結果トシテ、矢張り同ジク改正ヲ要スルモノデゴザイマスカラ、前案同様速ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今政府委員ノ説明ニナリマシタノハ第七ト第九ト合セテ説明デアリマスカラ、別段ニ御異議ガナクバ委員ノ選定抔モ無論是ハ同一委員デ宜カラウト思ヒマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中左ノ通改正ス

第五條中「郡區書記」ヲ「郡判任官」ニ改ム

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長（公爵近衛篤磨君）此二案卜、毛前案恩給法中改正法律案卜、同一ノ委員

ニ付託シタラ宜カラウト思ヒマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛篤磨君）裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、政府提出、第一
讀會

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

明治三十三年一月二十三日

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正法律案 第一讀會
裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案 第一讀會

一八七

右
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十三年一月十八日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋

司法大臣 清浦奎吾

第一條 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所管轄常陸國稻敷郡金江津村、十
余島村、本新島村ヲ水戸地方裁判所管内龍ヶ崎區裁判所ノ管轄ニ編入ス
但シ本法施行前ニ於テ佐原區裁判所ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ千葉
地方裁判所ノ管轄トス

第二條 裁判所位置及管轄區域表中横濱、千葉、水戸、靜岡、新潟、名古屋、福岡、盛岡、各地方裁判所管內ニ於ケル區裁判所管轄中左表ノ通改定ス
裁判所位置及管轄區域表

[illegible]

東京															
新 潟						靜 岡									
三 條						掛 川		藤 枝		下 妻					
越 後						遠 江		遠 江		常 陸					
古志郡ノ内 南蒲原郡ノ内 坂井村 今 町 新瀉村 見附町						南蒲原郡ノ内 三條町 一ノ木戸村 裏館村 上林村 旭村 塚野目村 井栗村 大槻村 西大崎村 東大崎村 保内村 須田村 大島村 本城村 西所村 金子村 福多村 尾崎村 三林村 加茂町 信條村 鬼木村 加新村 横場村 羽生田村 保明村 狹口村 笹岡村 長堀村 四ツ濤村 本下田村 前谷村 外谷村 大浦村 高島村 三沼村		磐田郡ノ内 笠西村 幸浦村 上淺羽村 東淺羽村 久努村		周智郡ノ内 森町 一ノ宮村 園田村 飯田村 宇刈村 山梨町 天方村 久努西村 犬居村 氣多村 磐田郡ノ内 三倉村		筑波郡ノ内 筑波郡 吉沼村 高道祖村 猿島郡 結城郡		眞壁郡 大磯村 田水山村 小野川村 作岡村 葛城村 昔間村 筑波町 田井村 旭村 十和村 眞瀨村 豐村 島名村 小田村 鹿島村 谷井田村 眞瀨村	
中蒲原郡ノ内 七谷村 三島郡ノ内 五千石村						西蒲原郡ノ内 熊森村 横田村 小池村 大關村 東太田村 燕 町 仙木村 小高村 三方崎村 地藏堂町 箕砂村 粟生津村 小中川郷村 國上村 打越村 河前村 赤塚村 西川村 竹野町村 仁箇村 瀧前村 石瀬村 卷 町 漆山村 會根村 稻島村 米納津村 和納村 吉田村 加奈居村 佐渡山村 鎧郷村 瀧南村 中島村 四箇村 馬堀村 彌彦村 櫻井郷村 太花野村 矢作村 松野尾村 鴻巣村 松長村 船越村 福木岡村 岩室村 越前濱村 角田濱村 五ヶ濱村 角海濱村 間瀬村									

長 崎				福 岡											
久留米				西 尾											
筑後				三 河											
久留米市 三井郡 浮羽郡 三藩郡ノ内 安武村 大善寺村 鳥飼村 荒木村 三藩村 犬塚村 西牟田村				幡豆郡ノ内 西尾町 西野町村 平阪町 中畑村 奥津村 寺津村 西崎村 井崎村 大寶村 久麻久村 御鉢村 川崎村 吹羽村 豐岡村 一色町 榮生村 味津村 五保村 衣崎村 豐田村 六郷村 横須賀町 花明村 荻原村 吉田村 平原村 瀬門村 宮崎村 幡豆村 東幡豆村 富田村 保定村 佐久島村 津海郡ノ内 米津村 城ヶ入村 三ッ川村 小川村 櫻井村 古井村 新川町 高濱村 大濱町 柳井村 志貴崎村 鷺塚村 東端村 西端村 赤松村 根崎村 福釜村 高取村 高柳村 吉濱村 和泉村 伏見屋村 榎前村				額田郡 西加茂郡 東加茂郡 善海郡ノ内 糟海村 志賀須香村 藤野村 中郷村 矢作町 長瀬村 敵部村 上野村 掛塚村 本郷村 中島村 占部村 青野村 合歡村 知立町 一ツ木村 逢妻村 小山村 刈谷町 元刈谷村 小畑江村 重原村 上重原村 竹崎村 牛橋村 箕輪村 今 村 堤 村 境 村 東境村 駒場村 若園村 豊田村 志貴村 半高村 安城村 逢見村 中井村 幡豆郡ノ内 松坂村				長 岡 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>			
筑後				越 後											
八女郡 氣仙郡				外通村 庄川村 郷分村 出面村 神通村 中之島村 中通村 中野村 中條村 下關村 杉澤村 四王村 大瀧村 三島郡ノ内 才津村 大島村 日越村 王寺川村 關原村 宮本村 大槻村 與坂村 本與坂村 日吉村 上岩井村 天津村 小島谷村 吉川村 黒川村 善高村 桐原村 北西越村 脇野村 島崎村 寺泊町 野積村 出雲崎町 西山村 八手村 下桐原村 出雲崎町 片貝村 飯塚村 深澤村 西越村 村田村 來迎寺村 岩田村 飯塚村 深澤村 中野島村 塚山村				福 岡 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>							
筑後				三 河											
久留米市 三井郡 浮羽郡 三藩郡ノ内 安武村 大善寺村 鳥飼村 荒木村 三藩村 犬塚村 西牟田村				幡豆郡ノ内 西尾町 西野町村 平阪町 中畑村 奥津村 寺津村 西崎村 井崎村 大寶村 久麻久村 御鉢村 川崎村 吹羽村 豐岡村 一色町 榮生村 味津村 五保村 衣崎村 豐田村 六郷村 横須賀町 花明村 荻原村 吉田村 平原村 瀬門村 宮崎村 幡豆村 東幡豆村 富田村 保定村 佐久島村 津海郡ノ内 米津村 城ヶ入村 三ッ川村 小川村 櫻井村 古井村 新川町 高濱村 大濱町 柳井村 志貴崎村 鷺塚村 東端村 西端村 赤松村 根崎村 福釜村 高取村 高柳村 吉濱村 和泉村 伏見屋村 榎前村				額田郡 西加茂郡 東加茂郡 善海郡ノ内 糟海村 志賀須香村 藤野村 中郷村 矢作町 長瀬村 敵部村 上野村 掛塚村 本郷村 中島村 占部村 青野村 合歡村 知立町 一ツ木村 逢妻村 小山村 刈谷町 元刈谷村 小畑江村 重原村 上重原村 竹崎村 牛橋村 箕輪村 今 村 堤 村 境 村 東境村 駒場村 若園村 豊田村 志貴村 半高村 安城村 逢見村 中井村 幡豆郡ノ内 松坂村				長 岡 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>			
筑後				越 後											
八女郡 氣仙郡				外通村 庄川村 郷分村 出面村 神通村 中之島村 中通村 中野村 中條村 下關村 杉澤村 四王村 大瀧村 三島郡ノ内 才津村 大島村 日越村 王寺川村 關原村 宮本村 大槻村 與坂村 本與坂村 日吉村 上岩井村 天津村 小島谷村 吉川村 黒川村 善高村 桐原村 北西越村 脇野村 島崎村 寺泊町 野積村 出雲崎町 西山村 八手村 下桐原村 出雲崎町 片貝村 飯塚村 深澤村 西越村 村田村 來迎寺村 岩田村 飯塚村 深澤村 中野島村 塚山村				福 岡 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>							

宮城盛岡	
磐井	陸中
西磐井郡 東磐井郡ノ内 長島村 舞川村 千駄町 磐清水村 門崎村 松川村 薄衣村 黄海村 折壁村 小梨村 矢越村 八澤村 大津保村 藤澤村 奥玉村 大原村 興田村 長阪村 田河津村 猿澤村 澁民村 摺澤村	陸中 江刺郡 陸奥郡ノ内 水澤町 前澤町 佐倉河村 眞城村 姉體村 白山村 古城村 衣川村 南都田村 小山村 若柳村 永岡村 金ヶ崎村 東磐井郡ノ内 生母村

〔政府委員波多野敬直君演壇ニ登ル〕

○政府委員(波多野敬直君) 本案ハ極メテ簡單ナ案デゴザイマスカラ理由書ノ外、別段説明致ス程ノコトモゴザイマセマ、要スルニ第一條ハ昨年法律第四號ヲ以テ千葉茨城兩縣ノ管轄變更ニナリマシタ結果、裁判管轄ガ兩縣ニ跨ルヤウニナリマシタカラ、一般ノ例ニ依リマシテ裁判管轄ヲ行政管轄ト同一ニ致スト云フ主意デアリマス、第二條ハ區裁判所管内ニ於ケル區域ノ組替デゴザイマス、是ハ一般登記請求者及非訟事件ノ便利ヲ圖リマシタニ過ギマセヌ、宜シク御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御質問ガナケレバ委員ノ選定ニ移リマス、……議長ニ於テ指名スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 商法中署名スベキ場合ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

明治三十二年十二月十九日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案

商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

〔政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル〕

貴族院議事速記録第十三號

明治三十三年一月二十三日

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案 第一讀會
未成年者喫煙禁止法案 第一讀會

一八九

○政府委員(梅謙次郎君) 本案ニ對シマシテハ政府ハ同意ヲ致スコトガ出來マセヌ、此署名ヲ必要トスベキヤ捺印ヲ必要トスベキヤノ問題ハ政府ニ於テモ十分調査ヲ致シマシタ末、色々ノ理由モアリマスガ、主タル理由ハ印影ナルモノハ盜用ノ恐等ガアリマスノデ、間違ガ起リ易イモノデアリマスカラ、ソレヨリモ署名ノ方ニ重キヲ置イタ方ガ將來間違ガ少ウテ宜シカラウト云フ考デ署名ノ方ニ重キヲ置クト云フコトニ遂ニ決シマシタ次第デアリマスルノデ、今日此案ニ贊成ヲ致スト云フコトハ出來兼ネマスルノデ、御承知ノ通り、印影盜用ト云フコトハ甚ダ頻繁ナルモノデアリマシテ、現ニ明治三十年中ニ印影盜用事件ノ裁判所ニ現レ出デマシタルノガ五百九件ノ多キニ達シテ居リマス、印影ニ重キヲ置クト云フコトハドウモ得策デナイト云フ政府ハ考デアリマスカラ、此案ニハ同意ガ出來マセヌデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別段御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス、議長指名ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 未成年者喫煙禁止法案、衆議院提出、第一讀會
未成年者喫煙禁止法案
右本院提出案及送付候也

明治三十二年十二月十九日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

未成年者喫煙禁止法

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス

第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別段御發議ハアリマセヌカ

○森山茂君 唯今ハ第十五ノ所デアリマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 第十五デス

○森山茂君 未成年者デスカ、煙草デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 煙草デゴザイマス

○森山茂君 政府委員ハ出テ居リマセヌカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今呼ビニ遣ハシマシタ

○男爵伊達宗敦君 私ハ遅刻致シマシタデ、唯今申シテ宜シイガドウダカ少シ疑ハシイカラ御尋シマスガ、此未成年者ニ喫煙ヲ禁止スル法案ト云フモノガ唯今問題ニナツテ居リマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 左様デゴザイマス

○男爵伊達宗敦君 ソレナラバ是ハ衆議院ノ案デアリマスカラ別ニ説明者ガナイノデ甚ダ困リマスルガ、兎ニ角此案ニ對シテハ政府デハ同意ヲセラル、ノデアリマスカ、差支ナイト云フ所デアリマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今政府委員ガ居リマセヌカラ、チヨット呼ビニ遣ハシマシタ……政府委員ガ出席致シマシタ

○男爵伊達宗敦君 然ラバ政府委員ニ御尋シタイト思ヒマスガ、此未成年者ニ喫煙ヲ禁止スルノ法案ト云フモノハ誠ニ結構ナコトデ、私杯モ非常ニ贊成ナスルノデアリマスガ、併ナガラ幾ラ良イ法デアッテモ行ヘヌトキニハ誠ニ役ニ立タヌ所謂徒法ニナツテハ困ル、是ハ勿論衆議院案デアリマスカラ、説明等ノコトハ政府委員ニ求メルコトハ出來マセヌガ、若シ是ガ兩院ヲ通過シテ御裁可ニナツタ場合ニハ政府ニ於テハ十分此取締ガ附ケラレルト云フ御考デアリマスカ、詰リ言ハバ此案ニ政府ハ同意セラルルデアラウカト云フコトハ一應御尋シタイノデアリマス

○政府委員(岡田眞平君) 此本案ニ附キマシテハ、若シ是ガ此議場ヲ通過致スト云フコトデアリマシタナラバ強ヒテ異存ハゴザイマセヌノデアリマスガ、果シテ之ガ能ク行レルモノデアアルカ否ヤト云フコトハ愈々是ガ通過シテ御裁可ニナリマシタ以上ハ十分ニ力ヲ盡シテ行フコトニ致サナケレバナラヌト云フコトハ勿論デアリマスケレドモ、併ナガラ自分ノ家ノ中ニ於テ喫煙スルトカ或ハ公衆ノ居リマセヌ所デ喫煙スルト云フヤウナコトニ至リマスルト、縱令此法律ニ明文ガアリマシテモ中々十分ノ取締ハ附ケ兼ネルデアラウ

ト思ヒマス、唯此學校ニ於テ喫煙スルトカ若クバ校堂ニ於テ喫煙スルトカ云フコトノ取締ニ於テハ是ハ十分取締ガ附カウカト思ヒマス、勿論學校ニ於キマシテハ既ニ此法律ノアリマセヌ今日ニ於テモ文部大臣ハ訓令ヲ下シマシテ喫煙ヲ禁止シテ居リマスルノデ、學校内ニ於テハ多クノ場合ニ於テハ此喫煙ハ行レテ居リマセヌ、ソレダケナ……

○男爵伊達宗敦君 チヨットマデ……ソレデ政府ハ敢テ不同意デハナイケレドモ十分行ヘルカ行ヘヌカト云フ見込ノ所ハ不確カデアルト云フコトハ困ツタ話デアルガ、例ヘバ往來デ若イ者ガ煙草ヲ喫ンデ歩イテ居ルトキニ成年者デアアルカ或ハ成年者デナイカト云フコトハ隨分見分ケルニ難イコトデアルト思フ、例ヘバ十九歳何箇月ト云フ者ト成年者トハムヅカシイモノデアラウ、勿論是ハ行政處分デスルコトデアアルカ或ハ成年以上ノ者デアラウト思ヘバソレハ差支ナイノデアリマスガ、兎ニ角斯ウ云フ法ガ出來タラバ政府ガ十分身ヲ入レテ履行スルダケノ精神ガナケレバ、通過シタラ敢テ不同意ハセヌケレドモ取締ル氣ハナイト云フヤウナ、ボンヤリシタコトデハ困ル、十分御取締ニナル御考ハアルノデスカ、ソレサヘ伺ッテ質問スルコトハ出來ナイノデアリマスカラ、ソレダケヲ確定メテ置キマス、何モ喧マシイコトヲ言フノデアリマス

○政府委員(岡田眞平君) 御答ヲ致シマス、成ル程此年齡ヤ何カニ附キマシテハ十九年デアアルカ二十年デアアルカト云フコトハ一見シテ見タノデハ分リ兼ねマスルガ、ソレハ其場合ニ應ジテ認定致スヨリ外ハアルマイト思ヒマス、又之ガ兩院ヲ通過シテ御裁可ニナリマシタ以上ハ勿論身ヲ入レテヤルト云フコトハ申スマデモナイコトデ、無論身ヲ入レテヤル積リデアリマス、如何ナル法律デアリマシテモ御裁可ニナリマシタ以上ハ身ヲ入レルレナイト云フ區別ハアリマセヌ

○森山茂君 私モ伊達君ト同ジヤウナ考デアリマスガ、唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

○森山茂君 唯今ノ取締法デアリマス、此案ハ取締ハ十分致シマス、既ニ學校デハ訓令ヲ以テ禁止シテ居ルト云フ位ノ御話デアアルカラ、政府委員モ是ハ不同意デヤト云フコトハ言ヘヌデアリマセウ、併シ今ノ取締ノ上ニ於テ未成年者ト云ウテモ、モウ二十歳近クナルト鬚ヲ生ヤシテ隨分立派ナ公子ガアル、ソレヲ一々捉マヘテ誰ガ取締ルカト云ヘバ所謂行政警察即チ巡查ニデモ託スルヨリ外仕方ガナイ、其時ニ當ッテ中々此都會杯デ喫煙スル者ハ夥シイコトデアアルカラ、ソレ等ノ手數ハサ

○男爵伊達宗敦君 イヤ、ソレガ澤山アルト述フ

マジイコトニナラウト思ヒマス、其邊ハ行政ノ取締ル方ノ側ノ當局者トモ能ク御打合ニナッテ、取締ノ手數等ノコトモ御協議ニナッタデアリマスカ、ソコナ一ツ御尋致シマス

○政府委員(岡田良平君) 少シ御尋ガ分リ兼ネマシタガ、ソレ等ノコトハソレソレ政府ニ於テ手續等ノコトヲ協議シタカト云フ御問ト思ヒマスガ左様デゴザイマシタカ

○森山茂君 學校ノコトハ勿論出來マセウケレドモ、途上ニ於テノ取締ト云フモノハ中々手數ダラウト思ヒマス、其手數ハ如何ナルコトデモ實行シテ行ケルト云フコトハ所謂警察部ノ人ナラ警察部ノ人ト能ク御打合ニナッタコトデアリマスカ

○政府委員(岡田良平君) 是ハ衆議院ニ提出ニナリマシタ時分ニ、内務省ノ政府委員杯トモ打合セマシテ、内務省ノ政府委員カラ衆議院ノ委員會ニハ御答チシテ居リマスノデ、詰リ其取締ト云フモノハ勿論、隅々マデ行渡ッテ一人モ洩ナク取締ルト云フコトハ到底出來マセヌ、詰リ出來ルダケノ取締ナスルト云フヨリ外ハゴザイマセヌ

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御質問ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス、是ハ議長指名デ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ今日ノ議事ハ是ニテ終リマス、御委託ノ委員ノ氏名ヲ直チニ御報道シマス

〔河田書記官朗讀〕

精神病者監護法案特別委員

伯爵正親町實正君 子爵鍋島直彬君 三浦安君

名村泰藏君 小原重哉君 高木兼寛君

三宅秀君 都筑馨六君 兒玉淳一郎君

官吏恩給法中政正法律案外二件特別委員

子爵岡部長職君 子爵松平承承君 松平正直君

男爵鍋島幹君 男爵紀俊秀君 南郷茂光君

森山茂君 澤簡徳君 山田卓介君

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案特別委員

侯爵久我通久君 子爵鍋島直彬君 子爵大久保忠順君

子爵本莊壽巨君 男爵中川興長君 男爵島津珍彦君
關義臣君 石井忠恭君 早川周造君

商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律案特別委員
侯爵細川護成君 子爵小笠原壽長君 男爵尾崎三良君
男爵南岩倉具威君 關義臣君 武井守正君
富井政章君 小幡篤次郎君 菊池長四郎君

未成年者喫煙禁止法案特別委員

公爵二條基弘君 子爵堀田正養君 男爵船越衛君
田中芳男君 長與專齋君 久保田讓君
三宅秀君 菊池大麓君 下田幸三郎君

○議長(公爵近衛篤磨君) 次ノ日程ハ追ッテ御報道シマス、今日ハ散會
午前十時五十五分散會